

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

（勤勉手当）
第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 六月に支給するときは百分の七十
- 五、十二月に支給するときは百分の八十五
- 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 六月に支給するときは百分の六十、十二月に支給するときは百分の六十八
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 六月に支給するときは百分の四十五、十二月に支給するときは百分の五十一
- 四 在職期間が三月未満の場合 六月に支給するときは百分の二十二・五、十二月に支給するときは百分の二十五・五
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三四三、一〇〇円

（勤勉手当）
第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の七十五
- 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十五
- 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十二・五
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三四一、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	一	二
号給	二 一	一 二 三 四 五
給料月額	二六七、五〇〇円 二七二、一〇〇円	三〇六、四〇〇円 三一三、八〇〇円 三二一、三〇〇円 三二八、七〇〇円 三三六、二〇〇円 三六三、六〇〇円

級	二	三
号給	九 八 七 六 五 四 三 二 一	四 三 二 一
給料月額	四一六、四〇〇円 四二六、五〇〇円 四三六、六〇〇円 四四六、七〇〇円 四五六、八〇〇円 四六六、九〇〇円 四七七、〇〇〇円 四八三、八〇〇円 四九〇、六〇〇円 五〇八、二〇〇円 五一九、二〇〇円 五二六、五〇〇円 五三三、八〇〇円	三六一、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	一	二
号給	二 一	一 二 三 四 五
給料月額	二六五、四〇〇円 二七〇、五〇〇円	三〇五、二〇〇円 三一二、七〇〇円 三二〇、一〇〇円 三二七、五〇〇円 三三五、〇〇〇円 三六一、四〇〇円

級	二	三
号給	九 八 七 六 五 四 三 二 一	四 三 二 一
給料月額	四一五、二〇〇円 四二五、三〇〇円 四三五、四〇〇円 四四五、六〇〇円 四五五、七〇〇円 四六五、八〇〇円 四七五、九〇〇円 四八二、七〇〇円 四八九、五〇〇円 五〇七、二〇〇円 五一八、二〇〇円 五二五、六〇〇円 五三三、〇〇〇円	三五九、八〇〇円

三

五 四 三 二

三七一、九〇〇円
三八〇、一〇〇円
三八八、三〇〇円
三九三、八〇〇円

三

五 四 三 二

三七〇、七〇〇円
三七八、九〇〇円
三八七、二〇〇円
三九二、六〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（勤勉手当）
第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）
第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の八十
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の六十四
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十八
 - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十四
- 3 5 略

- 一 在職期間が六月の場合 六月に支給するときは百分の七十
五、十二月に支給するときは百分の八十五
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 六月に支給するときは百分の六十、十二月に支給するときは百分の六十八
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 六月に支給するときは百分の四十五、十二月に支給するときは百分の五十一
 - 四 在職期間が三月未満の場合 六月に支給するときは百分の二十二・五、十二月に支給するときは百分の二十五・五
- 3 5 略

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三四三、一〇〇円
	二	三六一、〇〇〇円
二	一	四一六、一〇〇円
	二	四二六、一〇〇円

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三四三、一〇〇円
	二	三六一、〇〇〇円
二	一	四一六、四〇〇円
	二	四二六、五〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
二	一	二六七、五〇〇円
	二	二七二、一〇〇円
	三	三〇六、三〇〇円
	四	三一三、六〇〇円
	五	三二一、〇〇〇円
一	一	三二八、三〇〇円
	二	三三五、七〇〇円
	三	三六三、一〇〇円
	四	三七一、三〇〇円
	五	三七七、三〇〇円

級	号給	給料月額
二	一	四三六、一〇〇円
	二	四四六、一〇〇円
	三	四五六、一〇〇円
	四	四六六、一〇〇円
	五	四七六、一〇〇円
三	一	四八二、七〇〇円
	二	四八九、三〇〇円
	三	五〇七、三〇〇円
	四	五一八、一〇〇円
	五	五二五、四〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
二	一	二六七、五〇〇円
	二	二七二、一〇〇円
	三	三〇六、四〇〇円
	四	三一三、八〇〇円
	五	三二一、三〇〇円
一	一	三二八、七〇〇円
	二	三三六、二〇〇円
	三	三六三、六〇〇円
	四	三七一、九〇〇円
	五	三七七、三〇〇円

級	号給	給料月額
二	一	四三六、六〇〇円
	二	四四六、七〇〇円
	三	四五六、八〇〇円
	四	四六六、九〇〇円
	五	四七七、〇〇〇円
三	一	四八三、八〇〇円
	二	四九〇、六〇〇円
	三	五〇八、二〇〇円
	四	五一九、二〇〇円
	五	五二六、五〇〇円

三

五 四 三

三九三、〇〇〇円
三八七、五〇〇円
三七九、四〇〇円

三

五 四 三

三九三、八〇〇円
三八八、三〇〇円
三八〇、一〇〇円